監事監査規程

第１章 総 則

（目 的）

第１条　この規程は、特定非営利活動法人キャリア・デザイナーズ（以下、当法人という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかはこの規程による。

（基本理念）

第２条 監事は、当法人の機関として、理事と相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、当法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

（職 能）

第３条 監事は、理事の職務の執行を監査し、理事の職務執行に適法性を欠く事実又はそのおそれのある事実若しくは著しく不当な事実を発見したときは、理事会に対し遅滞なく報告しなければならない。

（職 責）

第４条 監事は、監査機能の充実・強化を図るため、積極的に監査に必要な情報の入手に心掛けなければならない。

２　監事は、理事及び職員等との意思疎通を図り、情報の収集に努め、業務の実態を把握していなければならない。

３　監事は、職務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

４　監事が複数人いる場合、監事は、職務の遂行上知り得た重要な情報を、他の監事と共有するよう努めなければならない。

（業務・財産調査権）

第５条 監事は、いつでも、理事及び関係部門に対し事業の報告を求め、又は当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（理事等の協力）

第６条 監事が、前条の職務を遂行する場合は、当法人の理事及び職員はこれに協力するものとする。

（各監事の独立性）

第７条 監事が複数人いる場合、監事に付与されている権限は、各監事が独立して行使でき、また監事に課されている義務は、各監事がそれぞれ負う。

第２章 監査の実施

（監査事項）

第８条 監事は、監査事項について、調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行うものとする。

（会議への出席）

第９条 監事は、理事会及び総会に出席し、意見を述べなければならない。

２　監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

３ 監事は、第１項の会議以外の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

第３章 監事の意見陳述等

（理事会に対する意見陳述義務）

第 10 条　監事は、理事の職務の執行又はその他の者の業務上の行為が法令・定款に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき、又は著しく不当であると認めたときは、遅滞なく理事会に報告しければならない。

２ 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事に対し理事会の招集を請求し、又は自ら理事会を招集することができる。

３ 監事は、業務の執行に当たり当法人の業務の適正な運営・合理化等又は当法人の諸制度について意見を持つに至ったときは、理事に対し、意見を述べることができる。

（差止請求）

第 11 条　監事は、理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、これにより当法人に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。

（理事の報告）

第 12 条　監事は、理事が当法人に著しい損害が発生するおそれのある事実を発見したときは、その事実の報告を受けるものとする。

（会計方針等に関する意見）

第 13 条　監事は、理事が会計方針及び計算書類等の記載方法を変更する場合には、予め変更の理由について報告するよう求めることができる。

２ 監事は、会計方針及び計算書類等の記載方法について疑義があるときは、理事に意見を述べることができる。

（総会への報告）

第 14 条　監事は、総会に提出される議案及び書類について違法又は著しく不当な事項の有無を調査し、必要な場合には総会に報告する。

（総会における説明義務）
第 15 条　監事は、総会において正会員が質問した事項については、議長の議事運営に従い説明する。

（監事の任免・報酬に関する総会における意見陳述）
第 16 条　監事は、その選任・解任及び報酬について、総会において意見を述べることができる。

第４章 監査の報告

（計算書類等の監査）
第 17 条　監事は、理事から事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書を受領し、これらの書類について監査事項を監査する。

（監査報告書）
第 18 条　監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告書を作成する。監事が複数人いる場合で監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。
２　前項の監査報告書には、作成年月日を付し、記名押印をするものとする。
３　監事は前項の監査報告書を、理事に提出する。

第５章 雑 則

（監査補助者）
第 19 条　監事の職務執行の補助機関に関する事項については、監事と理事との協議によって定める。

（監査の費用）
第 20 条　監事は、職務執行のため必要と認める費用をこの法人に対して請求することができる。

（改正措置）
第 21 条　この規程の改正は、監事全員の合意により行い、理事会に報告する。

附 則　この規程は、令和３年９月１０日から実施する。（令和３年９月９日監事決定、令和３年９月９日理事会報告）